

久喜市生徒指導推進委員会規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和8年7月9日

久喜市教育委員会

教育長 柿沼光夫

久喜市教育委員会規則第8号

久喜市生徒指導推進委員会規則の一部を改正する規則

別紙のとおり

久喜市生徒指導推進委員会規則の一部を改正する規則

久喜市生徒指導推進委員会規則（平成２２年久喜市教育委員会規則第２０号）の一部を次のように改正する。

第１条中「児童・生徒」を「児童又は生徒（以下この条、次条第１号及び第３条第４号において「児童生徒」という。）」に、「青少年の非行防止や補導等の生徒指導上の」を「児童生徒を指導するうえでの」に、「めざし」を「目指し」に、「「生徒指導推進委員会」」を「「推進委員会」」に改める。

第２条中「生徒指導推進委員会」を「推進委員会」に改め、同条第１号中「生徒指導上の問題について」を「児童生徒の指導に係る」に、「助言と」を「助言並びに」に改め、同条第２号を削り、同条第３号中「その他、本会の目的達成の」を「前号に掲げるもののほか、推進委員会の目的を達成する」に改め、同号を同条第２号とする。

第３条中「生徒指導推進委員」を「推進委員会の委員（以下「推進委員」という。）」に改め、同条第４号中「ＰＴＡの代表者」を「児童生徒の保護者」に改める。

第４条第１項中「生徒指導推進委員」を「推進委員」に、「当該年度末」を「当該推進委員を委嘱された年度の３月３１日」に改め、同条第２項中「委員」を「推進委員」に改める。

第５条第１項中「生徒指導委員会」を「推進委員会」に、「委員」を「推進委員」に改める。

第６条中「生徒指導推進委員会」を「推進委員会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。